

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月20日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

【会社名】 株式会社DPGホールディングス

【英訳名】 DPG HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田純弘

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番15号

【電話番号】 03(5464)3060

【事務連絡者氏名】 IRグループマネージャー 篠塚剛

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番15号

【電話番号】 03(5464)3060

【事務連絡者氏名】 IRグループマネージャー 篠塚剛

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年5月14日に提出いたしました第13期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

（重要な後発事象）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 監査証明について

（訂正前）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表及び当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人により四半期レビューを受けております。

（訂正後）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表及び当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表についてアスカ監査法人により四半期レビューを受け、改めて四半期レビュー報告書を受領しております。

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

（重要な後発事象）

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

訴訟の提起

当社の子会社である、株式会社SPARKS（東京都港区六本木七丁目14番16号）が訴訟の提起を受けましたのでお知らせいたします。

平成22年5月7日付訴状

1. 訴訟を受けた者

株式会社SPARKS（以下「SPARKS」と言う）及び他3名

2. 訴訟を提起した者

(1) 名称 株式会社グッズカンパニー（以下「グッズカンパニー」と言う）

(2) 所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目12番15号

(3) 代表者 横大路 俊正

3. 訴訟の内容及び請求額

(1) 訴訟の内容

金3,000グラムの代金12,500,000円の分割購入契約による未払い金の請求

(2) 請求金額

6,500,000円及び遅延損害金

4. 今後の対応について

原告であるグッズカンパニーは、金融業、質屋業、古物商等を営む会社であり、SPARKSは元支配人であった和中宣明の提案により、平成21年12月14日、同社より金3,000グラムを購入し、同日その指定先へ売却する事を実行いたしました。ただし当社ではこれらの行為は、実質的に貸金行為であり、利息制限法の逸脱行為であると認識しており、この訴訟について法廷で適切に対応してまいります。

平成22年5月11日付訴状

1. 訴訟を受けた者

株式会社SPARKS（以下「SPARKS」と言う）

2. 訴訟を提起した者

(1) 名称 株式会社宮野事務所（以下「宮野事務所」と言う）

(2) 所在地 東京都千代田区外神田3-5-5

(3) 代表者 宮野 洋美

3. 訴訟の内容及び請求額

(1) 訴訟の内容

テレビ番組の制作業務契約286,000,000円の解約に基づく損害賠償請求等

(2) 請求金額

36,404,542円及び延滞損害金

4. 今後の対応について

原告である宮野事務所は、テレビ番組の企画及び制作等を目的とする会社であり、SPARKSは元支配人である和中宣明より、他社と共同で番組作成する提案を受けSPARKSの支払分として、既に65,500,000円を支払っております。SPARKSではこれ以上の支払義務が無いと認識しており、また、支払期限とされている平成21年9月末時点のSPARKSの財務状況は、当社の開示により既にお知らせしておりますとおり債務超過状態であり、SPARKSに2億円以上の支払いができるはずもなく、原告側は元支配人の個人的な念書を裁判資料として提出しておりますが、SPARKSとの契約書等は存在しておりません。SPARKSではこの訴訟について法廷で適切に対応してまいります。

.業績等に与える影響について

当社では、昨年末からの社内調査委員会の調査経過にて、該当事案の存在事実を把握しておりましたが、の事案に関しましては、既に元金以上の支払を原告側に支払っており、の事案に関しましては、上記理由により支払義務はないと認識し、SPARKSの未払い金等から除外して開示対応してまいりました。

当社及びSPARKSでは現在でも上記2件の訴訟について、原告側が主張する未払い金及び損害賠償等につきまして、支払義務はないと認識しておりますが、仮に原告側の請求が裁判所に認容された場合には、認容額と同額の損害が新たにSPARKSに発生し、当社グループの連結財務諸表にも影響を与えることとなります。

当社では今後も、事態の進展に応じて、必要な事項をお知らせしてまいります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 22年 5 月 20 日

株式会社DPGホールディングス

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸
業務執行社員指定社員 公認会計士 法木右近
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DPGホールディングスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DPGホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、営業損失及び当期純損失を計上し、また41百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続性の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 「第5経理の状況2監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。この訂正後の四半期連結財務諸表の「重要な後発事象」に、新たに2件の訴訟の提起を受けた旨の後発事象が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上